

（令和7年3月24日）
海上自衛隊達第10号

地区総監部の組織に関する訓令（令和7年海上自衛隊訓令第9号）第22条の規定に基づき、地区総監部の内部組織に関する達を次のように定める。

地区総監部の内部組織に関する達

（総務課）

第1条 総務課に、次の3係及び広報推進室を置く。

総務係

文書係

法務係

（人事課）

第2条 人事課に、次の4係及び職員人事管理室を置く。

人事係

補職係

服務係

検査係

（厚生課）

第3条 厚生課に、厚生係を置く。

（援護業務課）

第4条 援護業務課に、次の2係を置く。

企画係

援護係

（施設課）

第5条 施設課に、次の3係を置く。

施設係

管財係

施設整備係

（経理課）

第6条 経理課に、経理係を置く。

（契約課）

第7条 契約課に、次の2係を置く。

契約係

審査係

地区総監部の内部組織に関する達

(原価計算課)

第8条 原価計算課に、原価計算係を置く。

(監査課)

第9条 監査課に、監査係を置く。

(係長及び室長)

第10条 係に係長を、室に室長を置く。

2 係長又は室長は、課長の命を受け、係又は室の分掌事務を掌理する。

附 則

この達は、令和7年3月24日から施行する。